内閣府特命担当大臣 (少子化对策) 松 山 政 司 様

国の施策等に関する提案・要望書

(平成29年12月)

鳥取県自治体代表者会議 鳥取県地方分権推進連盟

幼児教育無償化の推進と待機児童解消のための保育人材確保について

《提案・要望の内容》

- 社会全体で子どもを育てるという認識に立ち、国の責任において、子育て家庭の経済 的負担を軽減するため、幼児教育無償化を推進すること。
 - ▶ 現在、住民税非課税世帯の第2子について無償化され、「新しい経済政策パッケージ」においても住民税非課税世帯の0~2歳児を無償化の対象とされているが、無償化とする所得制限を緩和し、少子化対策として効果の高い無償化施策を推進すること。
 - ▶ 幼児教育無償化の対象には、一定の要件を満たし県独自の認証を受けている認可外施設(いわゆる「森のようちえん」)に通う児童も含めること。
- 喫緊の課題である保育士確保と定着支援をより一層推進し、待機児童の解消を実現するため、子ども・子育て支援新制度における量的拡充と質の改善を図るための必要な財源を確保すること。
 - → 子ども・子育て支援新制度において、財源の目処が立たず、0.7兆円の範囲内では見送られた「質の改善」事項のうち、以下の項目について速やかに実現すること。
 - ・1歳児の保育士配置の改善(6:1⇒5:1)※当県では、平成14年から4.5:1の加配を支援
 - ・4・5歳児の保育士配置の改善(30:1⇒25:1)
 - ▶ 処遇改善等加算について、加算率の引上げ(平均勤続年数12年以上の新設等)を実施すること。
- 〇 技能・経験に応じた処遇改善が円滑に進むよう、現場の実状を踏まえて加算要件を緩和するとともに、キャリアアップ研修受講要件を速やかに示すこと。
- 〇保育士の離職時における届出制度を法制化するとともに、保育士・保育所支援センターのコーディネーターを増員するなどマッチング機能を強化し、潜在保育士の保育現場への就職・復職の促進を図ること。

く参考>

1 鳥取県の保育料無償化等子育て支援の取組

<保育料無償化>

平成27年9月~ 所得・年齢の制限なしで第3子以降の保育料を無償化(全国初) 平成28年4月~ 第1子と同時在園の第2子保育料を無償化(年収約360万円未満世帯)

- <自然保育の推進>
- ・野外活動を中心に保育を行う「森のようちえん」を県が定めた基準「とっとり森・里山等自然保育認証制度」に基づき認証し、認可施設と同様の保育料無償化を適用するほか、運営費については利用者数に応じて助成している。

2 処遇改善等加算実施に当たっての課題

- ・加算された職員と園長等との給与の逆転現象や、同水準の職員の賃金差が生じる等の理由により、処遇改善実施に踏み切れない園が発生し、処遇改善が進まない。
 - (H29.12.1 時点 県内の加算施設割合: 33.6% [113 施設中、加算率認定済 38 施設])
- ・ 処遇改善等加算の要件であるキャリアアップ研修の受講要件(要件化の開始時期、保育教諭 の取扱い等)が示されておらず、受講計画が立てられないなど現場で不安が広がっている。

3 保育士不足の状況

○鳥取県における保育士の有効求人倍率の推移(鳥取労働局)

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29
4月時点	0.68	0.82	1.05	1.54	1.68	2. 18
10 月時点	0.79	1.72	1.62	2. 31	4.09	2.64

〇キャリアアップ研修受講に必要な代替職員数 : 約30名(H29.11鳥取県調べ)

手話言語法の制定について

《提案・要望の内容》

○ろう者の一層の自立と社会参加のため、手話が言語として認められ、ろう者が日常生活において安心して手話を用いることができる環境をつくるよう、手話言語法を制定すること。

1. 手話言語法の制定に期待すること

- ○手話が言語であることが認められることにより、次のような社会の実現が図られる。
 - (1) 手話の教育環境が整備され、ろう児やその保護者が手話に関する正しい情報を得るとともに、手話を習得することなどができる社会
 - (2) ろう者が日常生活や職場などで自由に手話を使ったコミュニケーションをとることができる社会

2. 「手話を広める知事の会」の設立と全都道府県の加入

- ○手話言語を全国に一層広げるため、平成28年7月21日に「手話を広める知事の会」を設立した。 知事有志が力を合わせ、手話という聴覚障がい者の重要なコミュニケーション手段に対する社会的認知を高め、 普及を図っていくための取組を推進。
 - · 設立日 平成28年7月21日

設立にあたり、同日、参議院議員会館にて、「手話を広める知事の会」設立イベント、手話言語 フォーラムを開催。

- ・目的 手話言語を全国に広げ、手話言語法の制定を国に求めるとともに、手話を使いやすい社会環境を全国に広げることにより、手話の普及を図り、もって聴覚障がい者の更なる自立と社会参加の実現を目指す。
- ・会員 本会の趣旨に賛同する都道府県知事。

⇒平成29年10月13日に全都道府県が加入。

○平成29年11月7日に、東京にて手話言語フォーラムを開催し、手話言語法の制定に向けて取り組んでいくこと を宣言。

<参考>

①鳥取県手話言語条例の制定

- ○平成25年10月、鳥取県議会において「鳥取県手話言語条例」 が全会一致で可決・成立。
- ○手話を言語として正面から認めた条例は全国初。
- ○可決日にはその瞬間に立ち会おうと、全国から 100 人近い ろう者・関係者が県議会に集結。



②全国自治体における手話言語条例の制定

○「鳥取県手話言語条例」制定後、神奈川県、群馬県、長野県、埼玉県、沖縄県、千葉県、三重県、愛知県、秋田県、山形県、大阪府、奈良県及び北海道石狩市などで同様の条例が制定されている。(平成29年12月6日現在 13 府県96市町 計109自治体)

③手話言語法制定を求める意見書の採択

○手話言語法制定を求める意見書が、全国全ての都道府県と市区町村の地方議会で採択され、採択率100パーセントを達成。手話言語法制定を求める国民の願いが集結した。

④「全国手話言語市区長会」の設立

○全国の市区長によるネットワーク「全国手話言語市区長会」が、平成28年6月8日に設立された。相互の連携・協力、情報交換等を行い、聴覚障がい者の自立と社会参加の実現を目指すもの。 現在、370を超える市区長が入会している。